

近運自一公示第17号  
近運監一公示第13号  
近運技保公示第17号

## 公 示

区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る  
運行記録計による記録について

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第26条第1項の規定に基づき「運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合」を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年9月27日

近畿運輸局長 島崎 有平



記

運送の区間に係る最短距離の運行距離が、概ね100 kmを超えるもの(発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるものを除く。)である場合。